

子育て世帯のかたへ、大切なお知らせ

## 子育て世帯生活支援特別給付金のご案内

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費などの物価高騰などに直面する子育て世帯に対し、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。



### 1. 給付金の対象

#### ひとり親世帯分

- 次の①～③のいずれかに当てはまるかた
- ①公的年金などを受給しているため、令和4年4月分の児童扶養手当が支給されていないかた（要申請）
  - ②新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、児童扶養手当が支給されているかたと同じ収入の水準となったかた（要申請）
  - ③令和4年4月分の児童扶養手当が支給されたかた（申請不要。給付金はすでに支給されています。）

#### その他世帯分

- 令和4年3月31日時点で、18歳未満（障害児の場合は20歳未満）の児童を養育しているかたで、次の①～③のいずれかに当てはまるかた
- ※すでにひとり親世帯分の支給を受けているかたは対象外です。
- ①令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の支給を受けていて、令和4年度の住民税が非課税のかた（申請不要。対象のかたには、通知を6月中旬に送付しています。）
  - ②令和4年度の住民税が非課税で①以外のかた（要申請）
  - ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和4年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となったかた（要申請）

### 2. 給付金額

児童1人あたり一律 **5万円**

### 3. 申請期限

令和5年2月28日(火)まで

詳細や必要な書類については、事前にお問い合わせください。

申請・問合せ＝福祉課 子ども福祉係 ☎76-5132

## 带状疱疹予防接種費用を一部助成します！

带状疱疹は、水ぼうそうと同じウイルスで起こる皮膚の病気で、加齢、疲労、ストレスなどによる免疫力の低下などが原因で発症します。

町では、带状疱疹発症の抑制および重症化予防を目的に、接種費用の一部を助成します。

#### ◎対象者

美里町に住所を有する50歳以上のかた  
※7月1日以降、接種したかたに限りです。

#### ◎対象ワクチン

- ・生ワクチン 1回（皮下注射）
- ・不活化ワクチン 2回（筋肉注射）

#### ◎助成金額・回数

接種費用の2分の1（1回10,000円を上限）  
※不活化ワクチンは、2回とも助成します。

#### ◎申請方法

申請書に医療機関が発行した領収書の原本を添付し、保健センターへ提出  
※接種日から90日以内に申請をお願いします。  
詳しくは、保健センターまでお問い合わせください。

申請・問合せ＝保健センター 健康増進係 ☎76-2855

## 新型コロナウイルスワクチン4回目接種（追加接種）のお知らせ

新型コロナウイルスワクチンの追加接種（4回目接種）の実施について、国から方針が示されました。美里町においても国の方針に基づき、接種に向けた準備を進めています。

#### ■対象者

- 3回目の接種完了日から、5か月が経過したかたのうち、次のいずれかに該当するかた
- ①60歳以上のかた
  - ②18歳以上60歳未満で基礎疾患を有するかた
  - ③18歳以上60歳未満でBMIが30以上のかた
  - ④その他、新型コロナウイルスに感染した場合の重症化リスクが高いと医師が認めるかた

#### ■接種回数

1回

#### ■接種費用

無料

#### ■ワクチンの種類

- ファイザー社製ワクチン
- 武田/モデルナ社製ワクチン



### ②～④に該当するかたで、申出をされていない場合は、お知らせください！

1・2回目接種の際、基礎疾患を有する旨の申出をされていないかたについては、4回目接種の対象であっても把握できないため、接種券を送付することができません。町ホームページから申出ができますので、ご活用ください。インターネット環境がない場合につきましては、問合せ窓口までご連絡ください。申出に必要な情報は、以下のとおりです。 ※すでに申出をされたかたは、不要です。

・氏名 ・接種券送付先の住所 ・電話番号 ・生年月日 ・基礎疾患名 ・接種券番号  
※同一世帯で複数名の申出をする場合、全員分の情報が必要になります。

### 接種券発送スケジュール

接種時期や基礎疾患の申出状況に合わせて、6月下旬から順次接種券を発送します。

なお、職域接種による4回目接種を予定されているかたについては、個別に接種券を発行しますので、問合せ窓口までご連絡ください。



ホームページ  
QRコード

### 予約までの流れ（予定）

#### 1. お知らせの確認

3回目の接種完了日から5か月を経過する頃に、接種券付き予診票、町からのお知らせ、返信用はがきを郵送します。

#### 2. 予約方法の確認

- WE Bによる予約
- はがきによる予約（返信用はがきに必要事項を記載し、返送してください）

#### 3. 接種を希望するかたは予約が必要（次の3つのうちいずれか）

- 町内の医療機関を希望するかたは、WE Bによる予約または、はがきを返送してください。はがきの場合は、電話連絡をお待ちください。
- 郡市内の医療機関を希望するかたは、WE Bによる予約をお願いします。
- 郡市外の医療機関を希望するかたは、各市町の問合せ先にご連絡をお願いします。

#### 【3回目接種後に転入されたかたへ】

美里町以外が発行した接種券を用いて接種されたかたについては、接種履歴の確認ができないため、美里町から追加接種用の接種券を発送することができません。追加接種を希望されるかたは、問合せ窓口までご連絡ください。

問合せ＝新型コロナワクチン接種問合せ窓口 ☎0570-019007  
※月～金曜日（祝日・年始を除く）午前9時～午後5時